

返戻金制度について

■返戻金制度に関する事項

当社紹介により就業した者が3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基
づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を
求人者に返還する制度です。

- | | |
|---------------------|------------|
| ・入職日1週間以内で退職した場合 | 紹介手数料の100% |
| ・1週間を超え1ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の50% |
| ・1ヶ月を超え3ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の20% |

ただし、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合がございます。